

証券コード 2137

2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

札幌市中央区南十九条西十一丁目1番15号
株式会社光ハイツ・ヴェラス
代表取締役社長 森 千恵香

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第40回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<http://www.varus.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。アクセスに際しては、上場会社一覧ページの「株式会社光ハイツ・ヴェラス」を選択し、提出書類一覧の株主総会招集通知等の招集通知よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

札幌証券取引所（札幌）ウェブサイト

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番
札幌国際ビル 8階 国際ホール
3. 目的事項
報告事項 第40期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告および計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。本年はご出席の株主様へのお土産の配布はございません。本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただきます。

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移したものの、海外情勢を背景としたエネルギー・原材料価格の上昇が続くなか、物価の高止まりが家計消費に影響を及ぼしており、加えて金融政策の正常化に伴う金利上昇局面への対応も求められるなど、企業経営を取り巻く環境は変動の大きい一年となりました。海外においても、米国の通商政策を巡る不確実性が世界経済の重石となるなか、ウクライナ情勢や中東地域をはじめとする地政学リスクの長期化が続いており、依然として予断を許さない状況にあります。

介護業界におきましては、高齢者人口の増加に伴い介護サービス需要は引き続き拡大基調で推移する一方、生産年齢人口の減少を背景とした構造的な人手不足が深刻化しており、介護人材の確保競争は一段と激しさを増しております。加えて、物価上昇による事業経費の増加とともに、当社の事業基盤である北海道においても2025年10月に過去最大幅となる最低賃金の改定が実施され、下期以降は人件費負担の増加が顕在化するなど、経営環境は一段と厳しさを増す状況となりました。

このような環境のもと、当社の有料老人ホーム事業では、医療機関との連携強化を進め、ご入居者の健康管理体制の充実を図るとともに、医療・介護の連続性ある支援体制の構築を通じて、当社施設の特長への理解促進にも努めてまいりました。また、社会貢献の一環として、認知症高齢者にやさしい地域づくりを目的とした「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を5施設で継続的に開催し、地域との交流促進および施設の認知度向上につなげております。

北海道ボールパークFビレッジ内に位置するサービス付き高齢者向け賃貸住宅「マスターズヴェラス北海道ボールパーク」は、2024年6月の開業から約2年が経過いたしました。満室化に向けてはなお時間を要する状況が続いておりますが、当事業年度はインターネット広告の活用に加え、地域連携を意識した情報発信や見学機会の創出にも取り組んでまいりました。今後もこれらの施策を継続的に展開し、入居率の向上と収益基盤の安定化に努めてまいります。

既存施設については、見学会や相談会等を通じた新規顧客獲得活動を継続するとともに、入居後もご入居者のニーズに応じた住み替えなどの対応を行い、有料老人ホーム施設平均入居率は前期から微増となる約80.3%となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,036百万円(前事業年度比0.2%減)となり、営業損失444百万円(前事業年度は361百万円の営業損失)、経常損失309百万円(前事業年度は263百万円の経常損失)、当期純損失315百万円(前事業年度は296百万円の当期純損失)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の重要な設備投資はございません。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金として短期借入金1億円の借入を行っております。

**(2) 財産および損益の状況**

| 区 分                                        | 第 3 7 期<br>(2023年3月期) | 第 3 8 期<br>(2024年3月期) | 第 3 9 期<br>(2025年3月期) | 第 4 0 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|--------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                | 3,053                 | 3,025                 | 3,043                 | 3,036                            |
| 当 期 純 利 益<br>(△は、当期純損失) (百万円)              | 45                    | 42                    | △296                  | △315                             |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益<br>(△は、1株当たり当期純損失) (円) | 21.60                 | 20.23                 | △141.95               | △151.11                          |
| 総 資 産 (百万円)                                | 7,750                 | 7,771                 | 7,338                 | 7,049                            |
| 純 資 産 (百万円)                                | 3,650                 | 3,667                 | 3,346                 | 3,030                            |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)                      | 1,747.37              | 1,755.60              | 1,601.65              | 1,450.54                         |

**(3) 重要な親会社および子会社の状況**

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社には子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を定め、取り組んでまいります。

##### ① 経営の基本方針

当社は、北海道の有料老人ホーム業界におけるリーディングカンパニーとして、1986年創業当初からの「人生100年の理想郷づくり」という経営理念のもとに、35年の運営実績を積んでまいりました。団塊の世代から後期高齢者、生活援助や介護を必要とされる高齢者の方々が快適に、終生お住まいいただける良質な住宅、生活支援、医療との連携が取られた介護サービスを提供します。

当社は法令を遵守し、ご入居者とともに施設の円滑な運営を行い、安心してお住まいいただけるよう、健全な運営と財務体質の強化・維持に努めます。

##### ② 目標とする経営指標

当社は、ご入居者に終生安心してお住まいいただけるよう、また、より安定した経営を継続していくため、全運営施設の平均入居率は95%以上を確保することを経営指標としております。

また、既存ご入居者の高齢化の進行により、介護居室の確保の課題があります。そのため、事業環境を慎重に見極めながらM&Aを含めて1年に1棟のペースで介護専用の新施設を開設し介護居室を確保することを目指します。更に、既存施設の健常棟から、併設の介護専用棟への移転、または当社運営の介護専用施設への移転の便宜を図ることで、ご入居者に対するより快適な介護サービスの提供を可能とし、当社の施設運営規模の安定的な拡大を図ります。併せて既存施設（健常棟）における生活「セカンドライフ・自由という贅沢」をアピールし、団塊の世代の入居促進に努めます。

##### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は、超高齢社会のニーズに応えながら、高齢者が安心して生活いただける住まいの提供を通じて高齢社会に貢献しながら、継続して成長し続けるため、以下の取り組みを行ってまいります。

ア. 既存施設の空室の入居促進に全社を挙げて取り組み、全施設平均95%以上の入居率確保を目指します。

イ. 介護付有料老人ホームは、札幌市の規制緩和後積極的に開設するべく、準備してまいります。

ウ. 急速に進む超高齢社会に対応するため、慎重な上にもM&Aに重点を置いた短期間での事業展開を目指し、定員50名から100名規模の高齢者向け住宅を、「光ハイツ・ヴェラス」または「ヴェラス・クオーレ」シリーズとして、1年に1棟のペースで開設を目指します。新施設は入居一時金方式または月額家賃方式とし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所や居宅介護支援

事業所を併設します。

エ. 既存の入居一時金方式の施設における入居費用の見直しを図り、入居しやすい新たな家賃方式を明確に打ち出すことで、高齢化が進む施設周辺地域からの入居促進と社会貢献を目指します。

オ. 医療と介護の連携体制を強化し、ご入居者の安心と安全の強化された施設運営体制をつくります。

カ. 超高齢社会という時代に入り、高齢者やそのご家族のニーズに対応するため、ショートステイ（短期入所生活介護）、デイサービス（通所介護）事業等、業態の拡大を図り、地域の高齢社会へ貢献する事業を展開します。

キ. 効率的な施設運営に取り組み、コストコントロールを推進します。

#### ④ 対処すべき課題

##### ア. 経営の健全性の確保

当社の経営基盤強化の達成目標として、繰越利益剰余金の健全化を掲げております。当社は2013年4月に不動産流動化を実施して以来、財務基盤を強化し続け、当事業年度末で1,390百万円の繰越利益を計上しました。当社は引き続き長期に亘り安定的な収益の確保に努めて参ります。

##### イ. 優秀な人材の確保

当社の事業が安定的に継続するには、高質なサービスを提供できる人材の確保と育成が必要であります。ご入居者・ご利用者への良好なサービス提供をベースにし、全事業所における介護の質の向上と医療との更なる連携強化に対応できるよう介護技術、接遇のレベルアップが課題です。そのためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠です。質の高い人材の採用を積極的にすすめるために、介護職員の処遇改善や、介護休暇、育児休暇制度など、労働環境の整備、魅力ある職場作りと風通しのよい人間関係の構築という社内環境整備が問われております。

### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 主要事業内容                         |
|--------------------------------|
| 有料老人ホームの設置、運営、管理               |
| 介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、介護予防サービス事業 |
| サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理         |

### (6) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

| 名 称                         | 所 在 地     |
|-----------------------------|-----------|
| 本 社                         | 北海道札幌市中央区 |
| 光 ハ イ ツ ・ ヴ ェ ラ ス 石 山       | 北海道札幌市南区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヴ ェ ラ ス 月 寒 公 園   | 北海道札幌市豊平区 |
| 光 ハ イ ツ ・ ヴ ェ ラ ス 藤 野       | 北海道札幌市南区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヴ ェ ラ ス 琴 似       | 北海道札幌市西区  |
| 光 ハ イ ツ ・ ヴ ェ ラ ス 真 駒 内 公 園 | 北海道札幌市南区  |
| ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 小 樽       | 北海道小樽市    |
| ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 山 の 手     | 北海道札幌市西区  |
| ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 札 幌 北     | 北海道札幌市北区  |
| ヴ ェ ラ ス ・ ク オ ー レ 南 19 条    | 北海道札幌市中央区 |
| さっぽろ南デイサービスセンター             | 北海道札幌市南区  |
| マスターズヴェラス北海道ボールパーク          | 北海道北広島市   |

### (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 数 |
|---------|-------------|---------|-----------|
| 336名    | 10名減        | 58.5歳   | 7.3年      |

(注) 従業員数は就業人数であり、パートタイマー等を含んでおります。

### (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 借 入 先                 | 借 入 額   |
|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行 | 100,000 |

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,096,000株

(2) 発行済株式の総数 2,089,200株

(3) 株主数 239名

### (4) 大株主

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 藤 井 伸 一                     | 1,360,700株 | 65.13%  |
| 株 式 会 社 保 健 科 学 研 究 所       | 92,500株    | 4.42%   |
| 株 式 会 社 L A ホ ー ル デ ィ ン グ ス | 77,400株    | 3.70%   |
| 森 本 康 一                     | 62,000株    | 2.96%   |
| 山 下 敬 弘                     | 52,000株    | 2.48%   |
| 渡 邊 勲                       | 45,900株    | 2.19%   |
| 岩 倉 建 設 株 式 会 社             | 43,000株    | 2.05%   |
| 株 式 会 社 グ ン エ イ             | 32,400株    | 1.55%   |
| 森 千 恵 香                     | 24,800株    | 1.18%   |
| フ ォ ー ク 株 式 会 社             | 24,000株    | 1.14%   |

(注) 自己株式は所有しておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 森 千 恵 香   | 全統括<br>株式会社とんでん代表取締役<br>医療法人天馬会理事社員                                 |
| 取 締 役         | 藤 井 伸 一   | 株式会社とんでん取締役<br>株式会社メディカル札幌代表取締役<br>株式会社メディカル北海道代表取締役<br>医療法人天馬会理事社員 |
| 取 締 役         | 大 堀 ま さ 子 | 執行役員                                                                |
| 取 締 役         | 長 内 宏 之   |                                                                     |
| 取 締 役         | 齋 藤 ふ く 子 |                                                                     |
| 常 勤 監 査 役     | 藤 原 大 二   |                                                                     |
| 監 査 役         | 山 口 貴 嗣   | 真駒内クリニック院長                                                          |
| 監 査 役         | 佐 々 木 貴 教 | 札幌パートナー法律事務所代表社員                                                    |

- (注) 1. 取締役藤井伸一氏は、当社の発行済株式の65.13%を保有する大株主であります。また、非業務執行取締役であります。
2. 取締役長内宏之氏および齋藤ふく子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役山口貴嗣氏および佐々木貴教氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、監査役佐々木貴教氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。

### (2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該

被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責の事由があります。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の総額

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬額およびその算定方法を、株主総会において決定された限度額の範囲において、役位や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長森千恵香が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。委任された権限の内容は、個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限であり、当該権限を委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役社長に委任することが合理的と考えられるからであります。

取締役会は、社外取締役を含む経営会議で事前審議された決定方針に基づき、代表取締役社長が個人別報酬を決定することとしていること、また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が個人別報酬の決定において考慮した事項が、決定方針に沿うものであったか取締役会が事後的に確認する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：千円)

| 区 分              | 支給人員       | 基本報酬              | 計                 |
|------------------|------------|-------------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 27,714<br>(1,200) | 27,714<br>(1,200) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 4,920<br>(2,400)  | 4,920<br>(2,400)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 8名<br>(4名) | 32,634<br>(3,600) | 32,634<br>(3,600) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額80,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役1名)であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役2名)であります。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額として取締役2名に対する3,496千円、監査役1名に対する120千円が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

ア. 取締役長内宏之氏は医師の資格を有しており、医療・介護の充実に向け独立的な立場からの適切な助言をいただいております。当社との間には特別な関係はございません。

イ. 取締役齋藤ふく子氏は医師の資格を有しており、医療・介護の充実に向け独立的な立場からの適切な助言をいただいております。当社との間には特別な関係はございません。

ウ. 監査役山口貴嗣氏は真駒内クリニックの院長をしております。当社との間には特別な関係はございません。

エ. 監査役佐々木貴教氏は弁護士の資格を有し企業法務に精通しており、独立的な立場からの意見の具申と、客観的な監査を行っております。当社との間には特別な関係はございません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

上記4氏とも該当ありません。

- ③ 当事業年度における活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

|       |           | 活 動 状 況                                                                                                                                |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 長 内 宏 之   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                        |
| 取 締 役 | 齋 藤 ふ く 子 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                        |
| 監 査 役 | 山 口 貴 嗣   | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監 査 役 | 佐 々 木 貴 教 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。主に弁護士として、企業法務の分野から独立した視点での監督、提言を行いました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。     |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該規定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本方針を制定し、その実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものとして位置づけ、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。当社の取締役は、上記方針の実践のため「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス行動指針」ならびに「反社会的勢力対策規程」に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透に関してリーダーシップを発揮します。社内ではコンプライアンス委員会を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス体制の構築および運用を行います。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令・社内規定に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他情報を、その保存媒体に応じて①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④各委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存します。また、保存部門は適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で保存しており、定められた保存期間を同規程において定めます。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するリスクに対処すべく、「災害対策規程」、「危機管理規程」、「全社的予防リスクマニュアル」および「施設リスクマネジメント会議運営規程」(SRM)を設けており、取締役会は、総合リスク管理体制を定めます。これに基づき、横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案を行います。対応策には、リスクを低減・抑制するための是正策、リスク発生時の対策および事業継続計画を含めます。さらに事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出評価を行い対応策の検討を図ります。これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認します。さらに、取締役会で公表し、リスク管理レベルの向上を図ります。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の意思決定の妥当性および執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とします。当社では、経営の監督と業務執行の役割分担を明確にする目的から、執行役員制度を採用します。予算実績管理、その他、業務執行に関する重要事項の意思決定をするため、幹部会議、執行役員会を毎月定例的に開催し、業務執行の円滑化を図ります。毎月定例および適宜開催する取締役会を経営の重要事項、その他意思決定の場とします。当社は経営方針の徹底のため、短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、これをもとに年度計画および予算を立案し、各部署、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図ります。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「光ハイツ・ヴェラス行動規範と行動指針」などを定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築します。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施します。さらに、当社はコンプライアンス違反行為の可能性を削減するため、横断的内部通報制度（「レポートライン」を設置）を設けます。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施します。

#### **(6) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は単体企業のため、該当する体制はありません。

#### **(7) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項**

取締役会は監査役と協議のうえ監査役の職務を補助する兼任の使用人を一名配置することができます。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

## **(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および執行役員が担当する業務の執行状況の報告を行う毎月の取締役会、幹部会議および執行役員会には監査役が出席するほか、業務執行上重要な討議および報告を行う会議には常勤監査役が出席します。また、稟議書、議事録および業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を聴取します。監査役は、必要に応じて取締役会、幹部会議、執行役員会その他の会議の場および代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとなります。取締役、執行役員および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款・社内規程（コンプライアンス規程など）に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、監査役に報告する体制を敷きます。

## **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役および執行役員と定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部門および会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとなります。なお監査役が取締役会等で意見を述べ、牽制機能が実効的に働く体制を敷きます。

## **(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

## **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力との断絶方針」を制定し、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とします。反社会的勢力への対応は総務人事部が統括部署となり、役職員に周知徹底する他、反社会的勢力が取引先や株主となり、不当な要求を受ける被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部情報等により反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めます。また、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応します。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社は本社および各営業所における内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### (2) コンプライアンス

当社は、本社および各営業所の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けており、各営業所にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各営業所および各部署から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### (4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、本社および各営業所の内部監査を実施いたしました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には会社の株主様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えます。そのためには株主の皆様には十分に情報が提供されたうえで、その適切な判断がなされる環境を当社が整えるべきであると考えております。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる大量買付け行為であるか否かについて、株主様がその提案やそれに対する当社の現経営陣の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考えますし、また、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある大量買付けや株主による適切な判断が困難な方法で大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社は、当社株式の大量買付け行為があった場合、その大量買付者に対して積極的に情報開示を要求し、株主の皆様が適切な判断を行うため、当社取締役会の意見および情報と時間の確保に努めると共に、適切な対応を行ってまいります。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めると共に、経営基盤および財務体質の強化ならびに将来の事業拡大に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定した配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗や今後の事業展開等を総合的に勘案し、2026年3月期の期末配当は無配当とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>5,749,501</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>971,305</b>   |
| 現金及び預金             | 5,161,537        | 短期借入金                  | 100,000          |
| 営業未収入金             | 410,713          | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,500            |
| 商 品                | 2,423            | リ ー ス 債 務              | 61,702           |
| 貯 蔵 品              | 7,640            | 未 払 金                  | 196,409          |
| 前 払 費 用            | 139,846          | 未 払 費 用                | 24,252           |
| 未収還付法人税等           | 5,542            | 未払法人税等                 | 16,533           |
| そ の 他              | 21,796           | 未払消費税等                 | 14,767           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,300,347</b> | 前 受 金                  | 561              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>525,390</b>   | 預 り 金                  | 36,668           |
| 建 物 (純 額)          | 60,582           | 入 居 金 預 り 金            | 451,088          |
| 構 築 物 (純 額)        | 26,914           | 介 護 料 預 り 金            | 43,117           |
| 車両運搬具 (純額)         | 4,657            | 前 受 収 益                | 5,972            |
| 工具、器具及び備品 (純額)     | 134,094          | 賞 与 引 当 金              | 18,731           |
| 土 地                | 313              | <b>固 定 負 債</b>         | <b>3,048,067</b> |
| リース資産 (純額)         | 298,828          | 長 期 借 入 金              | 3,750            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>7,263</b>     | リ ー ス 債 務              | 369,231          |
| ソフトウェア             | 537              | 長期入居金預り金               | 2,251,524        |
| 電話加入権              | 3,525            | 長期介護料預り金               | 219,378          |
| 施設利用権              | 3,200            | 退職給付引当金                | 57,705           |
| リース資産              | 0                | 役員退職慰労引当金              | 58,683           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>767,693</b>   | そ の 他                  | 87,793           |
| 出 資 金              | 361              | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,019,372</b> |
| 長期未収入金             | 8,919            | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 長期前払費用             | 6,755            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,030,475</b> |
| 長期性預金              | 4,300            | 資 本 金                  | 686,296          |
| 敷 金                | 709,591          | 資 本 剰 余 金              | 566,296          |
| そ の 他              | 45,121           | 資 本 準 備 金              | 566,296          |
| 貸倒引当金              | △7,355           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,777,882</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,049,848</b> | 利 益 準 備 金              | 3,855            |
|                    |                  | その他利益剰余金               | 1,774,027        |
|                    |                  | 別 途 積 立 金              | 384,000          |
|                    |                  | 繰越利益剰余金                | 1,390,027        |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,030,475</b> |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>7,049,848</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 3,036,308 |
| 売上原価         | 3,166,410 |
| 売上総損失        | 130,102   |
| 販売費及び一般管理費   | 314,873   |
| 営業損失         | 444,975   |
| 営業外収益        | 161,569   |
| 受取利息         | 37,130    |
| 受取配当金        | 15        |
| 受取手数料        | 3,027     |
| 受取賃貸料        | 20,962    |
| 寄付金収入        | 7,434     |
| 助成金収入        | 20,420    |
| 為替差益         | 64,552    |
| その他の         | 8,026     |
| 営業外費用        | 26,223    |
| 支払利息         | 23,223    |
| 支払手数料        | 1,000     |
| 長期前払費用償却     | 1,975     |
| その他の         | 24        |
| 経常損失         | 309,629   |
| 特別利益         | 168       |
| 固定資産売却益      | 168       |
| 税引前当期純損失     | 309,461   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,236     |
| 当期純損失        | 315,697   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025 年4月 1 日から  
2026 年3月 31 日まで )

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |         |       |            |                  |           |              | 株 主 資 本<br>合 計 |
|---------------|---------|---------|-------|------------|------------------|-----------|--------------|----------------|
|               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金 |            |                  |           | 利益剰余金<br>合 計 |                |
|               |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金   |                  |           |              |                |
|               |         |         |       | 別<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |           |              |                |
| 当 期 首 残 高     | 686,296 | 566,296 | 3,855 | 384,000    | 1,705,724        | 2,093,579 | 3,346,173    |                |
| 当 期 変 動 額     |         |         |       |            |                  |           |              |                |
| 当 期 純 損 失     |         |         |       |            | △315,697         | △315,697  | △315,697     |                |
| 当 期 変 動 額 合 計 |         |         |       |            | △315,697         | △315,697  | △315,697     |                |
| 当 期 末 残 高     | 686,296 | 566,296 | 3,855 | 384,000    | 1,390,027        | 1,777,882 | 3,030,475    |                |

|               | 純資産合計     |
|---------------|-----------|
| 当 期 首 残 高     | 3,346,173 |
| 当 期 変 動 額     |           |
| 当 期 純 損 失     | △315,697  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △315,697  |
| 当 期 末 残 高     | 3,030,475 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 7年～47年  |
| 構築物       | 10年～50年 |
| 車両運搬具     | 2年～10年  |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年  |

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度末に在籍している従業員に対する支給見込額のうち当事業年度に属する金額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

##### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ・入居一時金

主に施設介護サービス事業において、入居時に利用者から終身にわたる利用料の一部を受領しています。入居者からの支払いは、将来の財又はサービスに対する前払いとしての性格を有しております。そのため、履行義務がサービス利用期間に応じて充足していくと判断されるため、サービス利用期間に応じて均等按分して売上を計上しております。

##### ・介護保険サービス

介護付有料老人ホームに係る収益は、介護事業所が入居者に介護保険サービスを行い、その介護報酬は介護保険法に基づき、一部負担金を入居者、入居者負担金以外を国民健康保険団体連合会に請求するものであります。なお、当該履行義務は、介護保険サービスを入居者に行った一時点でサービスの支配が顧客に移転することからその時点で収益を認識しております。

##### ・住宅賃貸、管理サービス

住宅賃貸、管理サービスに係る収益は、利用者との契約に基づき、居室及び管理サービスを提供する履行義務を負っております。サービスの提供により履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- |                         |                                                                                                     |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 有料老人ホーム施設開発に係る金利の会計処理 | 大型老人ホーム施設開発については、正常な開発期間中の支払利息を取得原価に算入しております。なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息はありません。                       |
| ② 消費税等の会計処理             | 控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により償却を行っております。 |

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 525,390 |
| 無形固定資産 | 7,263   |
| 減損損失   | —       |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主に施設を基本単位とし、資産のグルーピングをしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている施設等を減損の兆候がある資産グループとし、減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少金額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定されており、正味売却価額は資産グループの売却見込額から処分費用見込額を控除することで算定され、使用価値は施設の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローに基づいて算定されております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成された、各施設の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、営業強化等の各種施策による将来の売上高を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 国庫補助金等の受入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

有形固定資産

建物 355,250千円

工具、器具及び備品 3,818千円

合計 359,068千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,219,920千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,089,200株  | -          | -          | 2,089,200株 |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当事業年度に支払った配当金  
無配のため該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度に属する事項  
当事業年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針  
当社は、施設の建設資金等を金融機関からの借入及びリースにより調達しております。なお、売買目的のための有価証券の取得は行わない方針であります。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制  
借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設の設備投資に係る資金調達を目的としており、流動性リスクを伴いますが、月次に資金繰計画を作成するなど返済資金を十分に確保する体制を整えております。  
敷金は、主に施設の賃貸借契約に係る敷金であり、差入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。
- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円)  |
|-------|------------------|---------|----------|
| 敷金    | 709,591          | 406,894 | △302,697 |
| 資産計   | 709,591          | 406,894 | △302,697 |
| リース債務 | 430,933          | 459,068 | 28,134   |
| 負債計   | 430,933          | 459,068 | 28,134   |

(注) 1. リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 資 産

#### 敷金

これらの時価については、返還される時期を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 負 債

#### リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 3. リース債務の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| リース債務 | 61,702       | 64,601          | 67,654          | 57,542          | 47,676          | 131,756     |
| 合計    | 61,702       | 64,601          | 67,654          | 57,542          | 47,676          | 131,756     |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 未払事業税                 | 3,218千円    |
| 未払事業所税                | 1,428千円    |
| 賞与引当金                 | 5,864千円    |
| 社会保険料                 | 905千円      |
| 役員退職慰労引当金             | 18,373千円   |
| 減価償却超過額               | 96,846千円   |
| 退職給付引当金               | 18,329千円   |
| 貸倒引当金                 | 2,302千円    |
| 長期入居金                 | 28,280千円   |
| 長期介護料                 | 2,943千円    |
| 税務上の繰越欠損金             | 189,115千円  |
| その他                   | 2,818千円    |
| 繰延税金資産 小計             | 370,428千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △189,115千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △181,313千円 |
| 評価性引当額 小計             | △370,428千円 |
| 繰延税金資産 合計             | －千円        |
| 繰延税金資産の純額             | －千円        |

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 一時点で移転される財又はサービス      | 2,358,108 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 660,197   |
| 顧客との契約から生じる収益         | 3,018,305 |
| その他の収益                | 18,003    |
| 外部顧客への売上高             | 3,036,308 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準に記載してあります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1. 契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 400,151   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 410,713   |
| 契約負債（期首残高）          | 2,934,128 |
| 契約負債（期末残高）          | 2,965,109 |

契約負債は、主に、終身利用を保証した有料老人ホーム事業の入居契約時に受領した入居一時金及び介護等一時金のうち、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転していない入居金預り金及び介護料預り金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         |           |
|---------|-----------|
| 1年以内    | 494,206   |
| 1年超2年以内 | 443,568   |
| 2年超3年以内 | 388,603   |
| 3年超     | 1,638,730 |
| 合計      | 2,965,109 |

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,450円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失金額 | 151円11銭   |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社 光ハイツ・ヴェラス  
取締役会 御中

監査法人 銀 河  
北海道事務所  
代表社員 公認会計士 木 下 均  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 弓 立 恵 亮  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光ハイツ・ヴェラスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2、監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社光ハイツ・ヴェラス監査役会

常勤監査役 藤原 大二 ㊟

社外監査役 山口 貴嗣 ㊟

社外監査役 佐々木 貴教 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社の企業価値の向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また、現時点で最適な人員体制となることを前提に決定しております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | もり ちえか<br>森 千恵香<br>(1966年8月8日)     | 1985年4月 欧米自動車工業㈱ 入社<br>1995年7月 欧米自動車工業㈱ 取締役<br>2009年6月 当社 代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>㈱とんでん 代表取締役<br>医療法人天馬会 理事社員                                                                                                                                                                              | 24,800株    |
| 2     | ふじ いしん いち<br>藤井 伸一<br>(1954年4月18日) | 1987年10月 札幌平岡病院 開業<br>1993年4月 財団法人湯浅記念会 設立<br>1994年4月 社会福祉法人栄和会 設立<br>1999年12月 社会福祉法人札幌恵友会 入職<br>2009年6月 当社 社外取締役<br>2016年6月 当社 非業務執行取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>㈱とんでん 取締役<br>㈱メディカル札幌 代表取締役<br>㈱メディカル北海道 代表取締役<br>医療法人天馬会 理事社員                                                                    | 1,360,700株 |
| 3     | おおほり まさこ<br>大堀 まさ子<br>(1957年8月15日) | 1979年4月 美唄労災病院 入職<br>1998年1月 太黒胃腸科病院 入職<br>2002年9月 センチュリー病院 入職 看護師長<br>2005年4月 当社 入社<br>2005年11月 当社 光ハイツ・ヴェラス琴似 看護師長<br>2009年4月 当社 看護部長<br>2009年7月 当社 執行役員（現任） 看護・介護部長<br>2010年6月 当社 取締役（現任） 看護・介護担当<br>2011年3月 当社 ヴェラス・クオーレ山の手 支配人<br>2015年8月 当社 ヴェラス・クオーレ南19条 支配人<br>2021年11月 当社 ヴェラス・クオーレ山の手 支配人 | -          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | おさ ない ひろ ゆき<br>長 内 宏 之<br>(1951年7月25日) | 1982年4月 遠軽中央病院 入職 外科医長<br>1983年4月 札幌医科大学付属病院 入職<br>1985年4月 医療法人社団札幌外科記念病院 外科医長<br>2007年4月 医療法人社団札幌外科記念病院 院長<br>2022年6月 当社 社外取締役(現任) | -          |
| 5     | さいと とう ふくこ<br>齋 藤 ふく子<br>(1963年8月16日)  | 1990年10月 いずみ中央矯正歯科クリニック 入職<br>2018年4月 医療法人天馬会デンタルクス仙台 院長<br>2022年10月 いずみ中央歯科クリニック 院長<br>2023年6月 当社 社外取締役(現任)                        | 100株       |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤井伸一氏は、非業務執行取締役候補者であります。
3. 非業務執行取締役候補者藤井伸一氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
4. 長内宏之氏及び齋藤ふく子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 長内宏之氏を社外取締役候補者とした理由は、医師として当社施設経営における、医療・介護の充実に向けた適切な助言をいただくことが出来ると考えております。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 長内宏之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 齋藤ふく子氏を社外取締役候補者とした理由は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たすことが出来ると考えております。また、同氏は歯科医師として30年余りの口腔ケア・歯科診療の経験から、今後、歯科医療に関する対応が重要視される当社の有料老人ホーム事業および高齢者介護事業に対する積極的な指導助言をいただくためであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
8. 齋藤ふく子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
9. 当社は、藤井伸一氏、長内宏之氏及び齋藤ふく子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社の間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責の事由があります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山口貴嗣氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の<br>株式数          |  |
|-------------------------------------|---------------------------|-------------------------|--|
| やまぐち たか し<br>山口 貴 嗣<br>(1961年9月29日) | 1987年3月                   | 札幌医科大学医学部卒業             |  |
|                                     | 1991年9月                   | 札幌医科大学大学院医学研究科(博士課程)修了  |  |
|                                     | 1991年10月                  | 旭川赤十字病院形成外科 入職          |  |
|                                     | 1992年4月                   | 札幌医科大学形成外科 入職           |  |
|                                     | 1995年4月                   | 旭川赤十字病院形成外科 入職          |  |
|                                     | 1995年10月                  | 函館五稜郭病院形成外科 科長          |  |
|                                     | 2009年4月                   | アイランド札幌形成外科・美容外科クリニック院長 |  |
|                                     | 2010年4月                   | 真駒内クリニック院長(現任)          |  |
| 2010年6月                             | 当社 社外監査役(現任)              |                         |  |

(注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 山口貴嗣氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由

(1)山口貴嗣氏を社外監査役候補者とした理由

山口貴嗣氏は医師の資格を持ち、当社の運営する施設内(光ハイツ・ヴェラス真駒内公園1F)の真駒内クリニック院長として、当社の運営する各施設のご入居者の健康管理、訪問診療等を行っております。当社の目指しております医療・介護の充実に向けた施設運営のための有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2)社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について

山口貴嗣氏には、医師として当社施設運営における、医療・介護の充実に向けた助言を期待しております。以上の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できると判断いたします。

4. 山口貴嗣氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

5. 当社は、山口貴嗣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。